

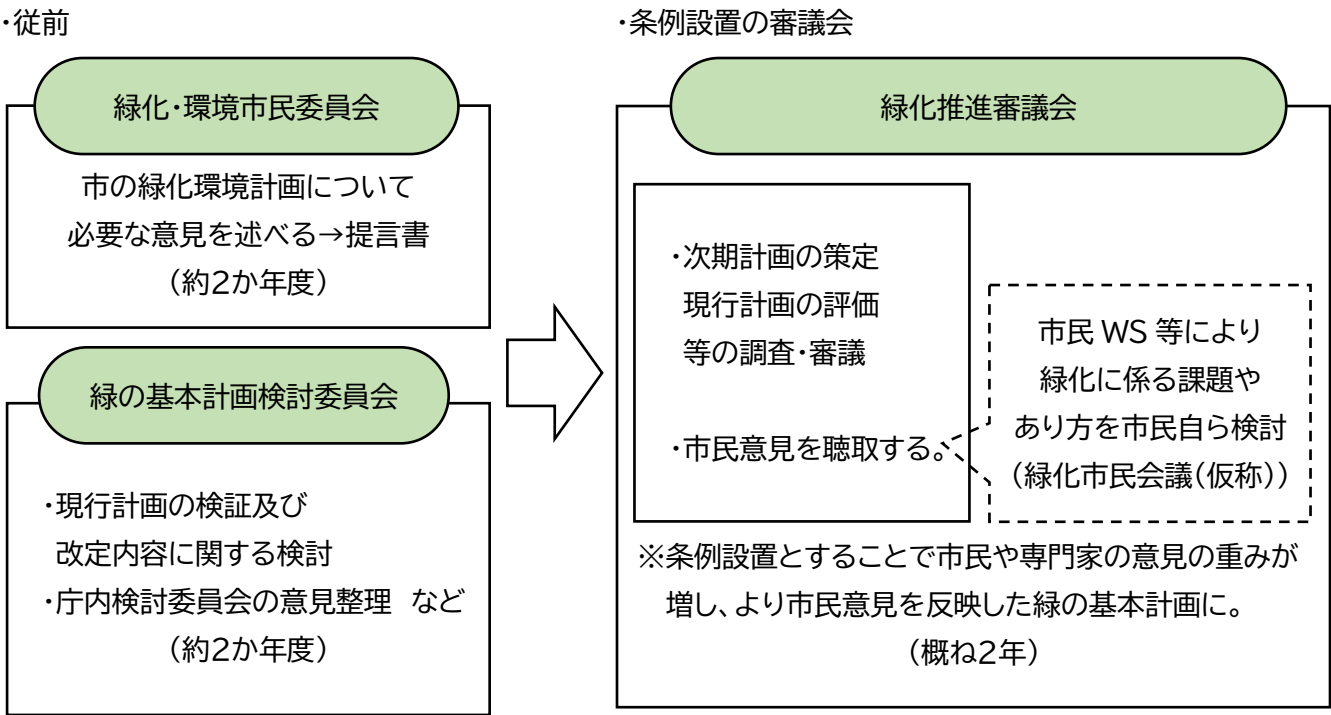
## 武蔵野市緑化推進審議会設置条例について(議案第90号資料)

### 1 概要

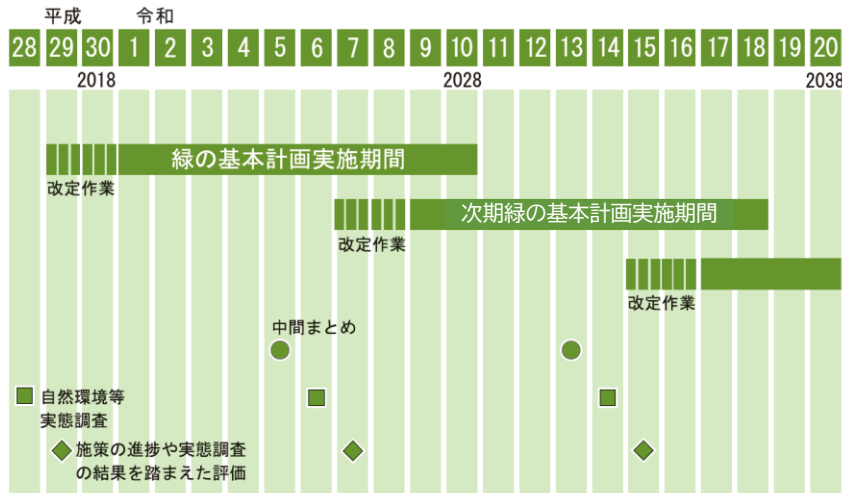
武蔵野市緑の基本計画を改定するにあたって、従前の改定方法を見直し、今回の改定から緑化推進審議会を設置し、様々な立場の市民や専門家が関わりながら策定及び評価を行うこととする。

そこで、武蔵野市緑化・環境市民委員会設置要綱を廃止し、同要綱前文に記載のある、市民の創意を結集して<緑のふるさと武蔵野>をつくりあげる理念を引き継ぐ武蔵野市緑化推進審議会設置条例を新たに制定する。

○改定にあたり設置する審議会など



○計画期間と改定のサイクルについて



### 2 提案理由

緑化施策を推進するため、都市緑地法(昭和48年法律第72号)第4条第1項に規定する基本計画の策定及び評価に関する事項を調査し、及び審議する附属機関として、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、武蔵野市緑化推進審議会を設置し、必要な事項を定めるため、条例を制定するとともに非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正をするものである。

### 3 内容

- 第1条…武蔵野市民緑の憲章の理念に基づき、緑の基本計画の策定及び評価のため必要な事項を調査・審議する審議会を設置する
- 第2条…所管事項について
- ①基本計画の策定及び評価②その他市長が必要と認める事項
- 上記事項の調査及び審議時に、市民等の意見を聴取する。
- 第3条…組織
- ①学識経験者②市の緑化推進に関係する者
- ③公募による市民④市の職員⑤その他市長が適当と認めるもの、10人以内
- 第4条…任期:委嘱又は任命の日から答申の日まで
- 第5条…報酬:日額 12,000 円(武蔵野市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正)
- 第6条…委任:その他、委員長の互選や会議の招集等の組織及び運営に関する事項は規則で定める。

### 4 次期緑の基本計画策定スケジュール

- 令和6年12月6日 議案上程
- 令和6年12月13日 建設委員会審査
- 令和6年12月下旬 条例制定・施行
- 令和7年2月(予定) 第1回武蔵野市緑化推進審議会開催(諮問) ※以後全6回開催予定
- 令和8年9月(予定) パブリックコメントの実施
- 令和9年3月(予定) 次期緑の基本計画策定